

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2008年より毎年、年度ごとの協会政策方針を出し年1回の全国代表者会議にて発表し、HPにも公表している。2021年度(令和3年度)から5年間の中長期計画を策定中。内容は協会の方針から達成目標、経営面、更に各競技の各々目標設定と計画を記載し実施に向けて作成中である。作成にあたっては各専門分野からの意見と目標設定、さらに各委員会にて議論して提出したものを理事会承認で公表する予定。(令和3年6月末公表予定)	2020年度政策方針
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材の採用・育成計画について、職員については本年は現状維持。今後業務整理、リモート業務の整理も含めて再検討していく。 2. ガバナンス及びコンプライアンスに係る人材については、顧問弁護士、外部有識者、弁護士等の起用でコンプライアンス委員会メンバーに知見保有しており、密接に連携して対応中。コンプライアンス委員会には、弁護士1名、セクハラ・パワハラ相談窓口には、弁護士事務所に委託している。案件毎に、逐次、相談している。 3. JOC.JSCの研修については、すべて、職員を派遣し、積極的に受講させている。 4. 事務局の役割分担の整理を2年かけて実施していく。担当部署での専門性に長けた人材の登用を検討中。 5. 外部人材の有償部分契約も検討していく。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>決算報告・事業報告については、毎年6月に理事会及び評議員会にて承認を得てその後HPで公表している。決算報告・事業報告については、毎年6月に理事会及び評議員会にて承認を得てその後HPで公表している。</p> <p>財務の健全性については、純資産である正味財産を当面の目標を3ヶ年計画で10億円とする。単年度経常収支をプラスで推移させる。</p> <p>マーケティングにおいては、契約期間を原則、複数年契約で推進、実施する。</p>	平成30年度事業報告 平成30年度決算報告書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>外部理事の割合については、現在10%。令和3年時の改選時には20%を目標にし、令和5年改選時には25%を目標とする。女性理事の割合については、現在28%。令和3年の改選時に30%を目標にし、令和5年改選時には40%を目標とする。そのために、役員改選にあたりスポーツ団体ガバナンスコード組織編成コードに沿った組織づくりを検討し、スポーツのインテグリティを強化し、ガバナンスを保持、コンプライアンスの遵守をしていく観点から、従来の理事=委員会(業務執行者)の組織から、スポーツ団体ガバナンスコードが示す、理事継続年数10年までという前提条件を(2023年から実施)し、さらに業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動(業務執行者)と役員(理事)との役割を分けて行う併用体制を作る。理事の役割も明確にして、理事会の活性化のため、女性役員、外部役員の登用、また若手の運営業務への参加を促して行く体制に移行。</p> <p>組織的には機能していない競技別での業務分担制を明確にして協会運営を効率的にする体制も模索していく。</p>	役員名簿 本部長・委員長名簿 強化組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員については、外部評議員および女性評議員の目標割合について、総合的に検討し規程を整備する予定。 詳細については議論を繰り返し、令和5年度改選に向けて検討していく。	評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会はすでに2013年度より設置している。構成は、男子体操、女子体操、新体操、男子トランポリン、女子トランポリンの各競技から現役選手、OBから選出し、委員長は常務理事を配置している。委員会の活動として、年1回以上の会議を実施。常務理事会への提案を行い、イベント、普及活動の計画を毎年実施している。インテグリティ教育の推進を行っていく予定。 今後、段階的に経営面についての提言も進めていく予定である。	アスリート委員会名簿 委員会運営規程 アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現行の制度から従来の理事=委員会（業務執行者）の組織から、スポーツ団体ガバナンスコードが示す、理事継続年数10年までという前提条件を（2023年から実施）し、さらに業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動（業務執行者）と役員（理事）との役割を分けて行う併用体制を作る。理事の役割も明確にして、理事会の活性化のため、女性役員、外部役員の登用、また若手の運營業務への参加を促して行く体制に移行していく。	役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	すでに理事就任時の年齢制限を設けている。(就任時70歳まで) 新陳代謝については、10年満期のガイドラインにより、徐々に若返りが必須となっていく。	役員 の 定年 に関する 規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事の連続での就任期間の設定(最長5期10年)と再任の回数(3回まで)2020年12月理事会にて承認)令和5年度改選時から適用する予定。規定変更追加を行う予定。	役員、理事に関する規則について(12月理事会)
			<p>【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】</p> <p>下記理由にて、令和3年度の役員改選時には、激変緩和措置を適用し、役員選出を実施予定。</p> <p>①急激な組織の変更を伴うため、協会内での整理、また各方面での混乱が生じ業務遂行に支障が生じるため、令和5年度の改選時までに、理事継続年数10年までという前提条件を遵守し、業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動(業務執行者)と役員(理事)との役割を分けて行う体制を併用して対応する。②さらに東京五輪の1年延期により、現行の強化体制を始め、様々な部署での準備作業も継続して実施しなければならないため、一部を除き激変緩和措置を適応して対応する。</p>	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員改選前年に理事からの提案により、次期役員選定委員会の設置とメンバーの提案を行い理事会承認で改選の都度、設置している。令和5年度役員選考を行うための来年度以降に役員選考委員会規程を作成していく予定。(有識者、学識経験者。女性等の登用を検討する)	会長推挙委員会、役員選定委員会の設置と役員選任の手順(12月理事会)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその他役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	常務理事会内規 監事監査規程 委員会運営規程 経理規程 コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	文書管理規程 常務理事会内規 コンプライアンス規程 経理規程 委員会運営規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程を整備している。	事務局規程 職員服務規程 職員給与規程 テレワーク勤務規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。 従来、職員の内、契約社員については、賞与・退職金は支給していなかった。2018年4月に5年以上勤務契約社員については、有期雇用ということで、全員、正社員雇用とした。この時点から賞与・退職金を支給するよう就業規則等を改定。	定款 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 職員給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	将来において、たとえば、世界選手権大会などの大規模な大会を誘致する場合、理事会・評議員会の機関決定が必要である。とくに財務面での対応力が決めてとなる。そのために、特定資産取扱い規程を制定し、大規模大会等の招致が可能になる体制を整備したものの。	特定資産等取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スポンサーシップ(複数年契約)、世界選手権放映権(長期計画)等の取扱い規則制定予定。	表彰規程等
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平・合理的選考方法については、常務理事会審議後、HP掲載している。また、各強化本部内規に記載済。 代表選考に関する選手の権利保護については、2021年6月末までに策定予定。	強化本部内規
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の公平・合理的な選考についても、審判委員会で、策定済。 審判委員会にて大会時の審判起用については、内規に従い、各競技審判本部にて原案作成し、審判委員会にて整理後、理事会にて承認を取る。	競技会審判員選考基準内規
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士・公認会計士・社会保険労務士等との日常的にサポート出来る体制を取っている。いずれも委託契約。	セクハラ・パワハラ相談窓口設置委託契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	規程においてすでにコンプライアンス委員会の設置を定めている。 委員は女性2名、弁護士1名、外部1名。委員会の開催回数は年3回。	コンプライアンス規程 〃 議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員には、学識経験者、弁護士が含まれている。	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2019年度に全国代表者会議にて実施。2020年度2月全国代表者会議にて実施予定。2021年度も継続して実施予定。	2019年度コンプライアンス研修資料 ・スポーツ環境におけるハラスメント事例と特徴
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2018年度より、各競技の強化合宿にて、コンプライアンス、インテグリティ教育の実施。競技より担当者を任命し、選手、指導者向けの教育し啓蒙を継続している。	各 実施指令書 2019年度各担当者からの報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度より、審判委員会にて実施計画を立て2020年は体操競技審判員に実施済。2021年度は各競技とも定期的に実施予定。	実施報告書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家によるサポート体制を構築している。 公認会計士、弁護士、司法書士等による日常的なアドバイス等の機会を設定して、管理をしている。 弁護士については、相談窓口を中心にパワハラ・セクハラ問題を中心に対応して戴いており、必要な場合はコンプライアンス委員会を開催し、決議している。	専門家によるサポート体制
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	関与税理士により、現在、数年前から消費税チェックをお願いしている。各取引伝票1件毎にチェックを行っている。この業務において、異常な取引等が発生した場合、即座にその内容について、回答を求められる。日常デューリー処理において、ルーチンワーク化しており、チェック機能が働いている。また、6ヶ月毎に公認会計士2名によるチェックも実施しており、専門家によるチェック体制を図っている。	日常消費税チェック体制について
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金については、規程作成済で、適正な運用を行っている。 又、監事監査において、実際の補助金テーマについての内容の検証をお願いしている。	国庫補助金等公金の取扱いに関する規程 監事監査報告書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	年度決算においては、理事会の承認決議の後評議員会に上程・審議後、承認。その後、HPへ掲載し、開示を行っている。 決算報告書には、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録等を全て含まれる。	事業報告書、決算報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報は、常務理事会決議後、直ちにHP掲載し、開示を行っている。	協会本部内規

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)自己説明」をHPにて公開3月末までに実施予定。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。特に、年度末での公認会計士監査においては、理事の利益相反を中心とした監査をルーチンで実施している。 利益相反取引に関する内規を制作予定。(2021年6月)	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシー作成中。(2021年3月)	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	「通報制度規程」が策定され、この規定に基づいて適切に運用されている。 また、この規程では通報に関わる情報管理を徹底することとしている。通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じてNF関係者に周知している。 通報窓口担当者に相談内容に関する守秘義務を課している、 通報窓口を利用したことを理由として相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止している。	通報窓口・懲戒委員会に関する手続きについて
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報相談窓口は外部の顧問弁護士となっており、通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、上記記載通り、弁護士、学識経験者が含まれている。	コンプライアンス委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財)日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規定により懲罰内容を制定している。また通報から処分内容の手続き等は定めている。理事についても、定款第32条にて職務上の義務違反や心身の故障のため職務執行に支障を来す場合は、評議員の決議で解任できる。	倫理規定 通報窓口・懲戒委員会に関する手続きについて コンプライアンス委員会名簿
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理規定第5条に懲戒委員会の設置にて規定している。メンバーは、案件ごとに都度理事会で提案され承認を受ける。(コンプライアンス委員会より若干名選出) またメンバーも中立性、専門性、弁護士等のメンバー構成を念頭においている。現在は、コンプライアンス委員会で提案された処分について、懲戒委員会で決定する。	定款・倫理規定・コンプライアンス委員会名簿、
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理規定第8条に定めている。	倫理規定 通報窓口関する手続き

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現在、処分通知時に対象者に通知している。	倫理規定
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理については、2019年度より、会長以下、副会長、専務理事、常務理事、事務局にて対応することとしている。2021年3月に、コロナウィルス感染症による緊急事態の対策を採る危機管理対策室の設置を臨時理事会にて採択した。メンバー構成は、会長を筆頭に、室長を設置し、補佐を副会長とし、総務委員長、広報委員長、医科学委員会委員長、医科学委員ドクター等配置し、今後の対策を司る機関を設けた。運用マニュアルについては、作成しており状況に応じて随時更新している。今後、不祥事対応に関しての外部委員会等の活用をまとめたものも含めたマニュアル規程を作成定。(2021年4月末予定)	危機管理対策室の設置について 倫理規程・行動規範の」 取り組みについて
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2018年8月に発生致しました。第三者委員会を設置し、関係者からの聞き取りと資料分析が中心に行われた。それに伴う原因究明、調査報告書を参考に理事会にて処分を決定した。更に調査報告書の提言に基づき、再発防止の観点から、協会内に2つの委員会を設けて再発防止策を構築した。検証報告書にもとづいてどのような調査体制で事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言を行った。(提言事項検討委員会・特別調査委員会)	理事会議事録 第三者委員会調査報告 提言事項検討委員会報告書、 特別調査委員会報告書 提言事項検討委員会。 特別調査委員会メンバー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明及び公表内容

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	2018年9月に外部有識者による第三者委員会の設置を行った。メンバーについては、今回の案件が内部役員対象、またスポーツ時だけの問題でないことと話題性の高い問題となったことから内部での調査での限界もあることから、協会の関与しない外部弁護士、また検事経験ある弁護士、裁判官等の経験のある弁護士の5名での構成とした。	第三者委員会名簿 第三者委員会関連資料
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、協会内規程に加盟団体規程を設けて、中央と地方団体との連携を整備している。また全国代表者連絡会議、ブロック会議、更に地域委員会を設けて各意見交換、支援、助言を行える体制としている。	加盟団体規程 地域委員会名簿 ブロック代表者名簿
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	コンプライアンス委員会から、定期的な情報提供を実施。また毎年開催している全国代表者連絡会議での研修会、講習会を実施（2020年コンプライアンス研修）し、ガバナンス、コンプライアンス事例等の紹介から対応まで指導している。毎年1回全国代表者連絡会議で実施。外部からの講師を招き行っている。今後も引き続き回数を増やす、またブロック単位、都道府県単位で対応出来るようサポート計画を作成中。	コンプライアンス研修 (スポーツハラスメント防止のための指導・育成・コミュニケーションの再考)